

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生環第240号

令和4年3月24日

熊本県迷惑行為等防止条例の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

【概要】

本通達は、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号「成年年齢を20歳から18歳に引下げ」）が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、熊本県迷惑行為等防止条例第7条「押売行為等の禁止」に表記のある「未成年者」の解釈を「少年法にいう少年であり、20歳未満の者」としていたものから「18歳未満の者」に改訂したものの。